

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～保護帽を着用せず貨物自動車で荷役作業を行わせた疑い～

刈谷労働基準監督署（署長：相部明浩）は、令和8年1月21日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで名古屋地方検察庁岡崎支部に書類送検した。

記

1 被疑者

飛彈運輸株式会社ほか1名

（所在地：岐阜県高山市上岡本町 事業内容：一般貨物自動車運送事業）

2 被疑条文

労働安全衛生法第20条第1号

労働安全衛生規則第151条の74（保護帽の着用）

労働安全衛生法第119条第1号（罰則）

労働安全衛生法第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和6年11月15日、愛知県安城市新田町宮町にある飛彈運輸株式会社安城支店において、被疑者の雇用する男性労働者（被災時48歳）が、貨物自動車での荷役作業中、保護帽を着用させずに作業を行っていたところ、荷が額に激突して死亡したもの。

4 被疑内容

労働安全衛生法では最大積載量が5トン以上の貨物自動車等においては、荷を積む作業又は荷を卸す作業を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない、と規定されているが、被疑者は上記災害発生時、保護帽を着用させていなかった疑いがあるもの。

5 関係法条文

労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第 20 条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならぬ。

一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
(以下省略)

(罰則)

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで（略）の規定に違反した者
(以下省略)

(両罰規定)

第 122 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

(保護帽の着用)

第 151 条の 74 事業者は、次の各号のいずれかに該当する貨物自動車に荷を積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は次の各号のいずれかに該当する貨物自動車から荷を卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うとき(第三号に該当する貨物自動車にあつては、テールゲートリフターを使用するときに限る。)は、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

- 一 最大積載量が五トン以上のもの
- 二 最大積載量が二トン以上五トン未満であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの
- 三 最大積載量が二トン以上五トン未満であって、テールゲートリフターが設置されているもの(前号に該当するものを除く。)